

＜第1回の協議の場の意見を踏まえた考え方＞

- ・ 災害救助法を改正し、都道府県と連携できる指定都市を新しい救助主体とした場合に、資源の先取りが発生するのか？

- 第1回の「大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する場」において出された意見

(都道府県)

- ・ 1 県 2 制度とならないように救助内容の調整が必要。災害発生時に災害対策本部の場などを活用した調整の仕組みが必要。

(指定都市)

- ・ 広域調整機能が都道府県にあり、それは権限移譲されても毀損されない。

(一般市町村)

- ・ 指定都市を新しい救助主体にすれば、他の市町村に対する県の救助内容が充実する。
- ・ 指定都市の先取りを防止するため、総合調整を担当する県がイニシアチブをもち、地域防災計画などに資源配分の見える化を図るべき。

(業界団体)

- ・ 都道府県と指定都市の救助内容は統一すべき。また、提出書類等についても、自治体間で統一すべき。都道府県がまとめて調整窓口になるべき。

- 災害救助法が改正されても、都道府県が広域調整機能を持ち、資源配分を引き続き担当する。
- そのため、都道府県が、指定都市、関係業界団体などと連携し、資源配分を行う。
- そうした都道府県による物資配分の枠組みの中で、新たに災害救助法の救助主体になった指定都市は救助事務を担当する。
- 実際到大規模災害が発生した場合、想定外の事態は起こりうることから、都道府県の災害対策本部などで、実情に合わせて、適宜、事前の取決めなどを修正して対応することが必要である。